

2017年度事業報告

[2017年4月1日から2018年3月31日まで]

2017年度は、「労働金庫業態とさらなる連携強化を図り、働く人とその家族の安心を保証で支える3か年」と位置づけた第6期中期経営計画の最終年度として、多様化する勤労者ニーズに応じて柔軟に保証制度の改定や条件緩和を実施した。また、競合優位性のある保証料制度を実現するために実施した有担保保証料率の引き下げや変動保証料制度の料率算定基準の見直しは、労働金庫の着実な取組みとともに労働金庫業態の業容拡大に寄与した。

【2017年度主要計数計画の達成状況】

(単位:百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 値 ②-①	達成率等 ②/①	前年度実績	前年度比
新規保証引受	1,750,000	1,985,469	235,469	113.5	1,888,779	5.1
(無担保)	380,000	376,866	△3,133	99.2	365,606	3.1
(有担保)	1,370,000	1,608,602	238,602	117.4	1,523,172	5.6
保証債務残高	11,348,000	11,774,601	426,601	103.8	11,304,797	4.2
(無担保)	1,091,000	1,109,424	18,424	101.7	1,057,279	4.9
(有担保)	10,257,000	10,665,176	408,176	104.0	10,247,518	4.1
決算保証料	20,540	22,259	1,719	108.4	22,929	△2.9
(無担保)	5,300	7,332	2,032	138.3	7,484	△2.0
(有担保)	15,240	14,926	△313	97.9	15,444	△3.4
代位弁済	15,759	17,330	1,571	110.0	15,803	9.7
(無担保)	3,322	4,927	1,605	148.3	4,038	22.0
(有担保)	12,437	12,402	△34	99.7	11,765	5.4
回収金額	11,500	12,280	780	106.8	12,428	△1.2
(無担保)	1,900	1,515	△384	79.8	1,534	△1.2
(有担保)	9,600	10,765	1,165	112.1	10,893	△1.2

※就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除く。また、求償権回収の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

i. 主要計数概況

※就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除く。()内は前年度比。

1. 保証引受の状況

(1) 新規保証引受

新規保証引受は、柔軟かつ迅速な保証制度の改定と各金庫の着実な取組みの相乗効果によって、前年度より1,921件(0.6%)、966億円(5.1%)と大幅に増加し、319,688件、1兆9,854億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が前年度より件数において340件(△0.1%)減少したものの、金額においては112億円(3.1%)増加し、有担保は前年度より2,261件(2.8%)、854億円(5.6%)増加した。

(2) 保証債務残高

保証債務残高は、前年度末より4,698億円(4.2%)増加し、11兆7,746億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が前年度末より521億円(4.9%)、有担保が4,176億円(4.1%)増加したことから、有担保のシェアが90.58%(0.07ポイント減)となり、僅かではあるが無担保のシェアが前年度末より上昇した。

(3) 決算保証料

決算保証料は、無担保変動保証料制度の導入金庫が増加したことによって、無担保の保証料が前年度より1億51百万円(△2.0%)減少し、2017年5月に実施した有担保保証料率の引き下げによって、有担保の保証料も前年度より5億18百万円(△3.4%)減少したことから、前年度より6億69百万円(△2.9%)減少し、222億59百万円となった。

2. 代位弁済等の状況

(1) 代位弁済

代位弁済は、無担保が前年度より458件(12.6%)、8億89百万円(22.0%)、有担保が18件(2.3%)、6億37百万円(5.4%)それぞれ増加したことによって、前年度より476件(10.8%)、15億26百万円(9.7%)増加し、4,892件、173億30百万円となった。

代位弁済率は、0.15%(0.01ポイント増)となり、担保区分別では、無担保が0.46%(0.07ポイント増)、有担保が0.12%(増減なし)となった。

無担保の代位弁済は、前年度に引き続き、増加傾向となっている。

(2) 延滞

付保証債務の延滞残高は、前年度末より15億96百万円(△0.10%)減少し、140億22百万円となり、延滞率は0.12%(0.02ポイント減)となった。

担保区分別の内訳については、無担保が前年度末より1億62百万円(0.22%)増加し、有担保が17億59百万円(△0.12%)減少となった。特に、有担保未組織の延滞残高が16

億 65 百万円、延滞率においては 0.07 ポイント減少しており、全体の延滞減少を牽引する状況となっている。

3. 求償権回収等の状況

(1) 回収金額

回収金額は、無担保が前年度より 18 百万円(△1.2%)、有担保が 1 億 28 百万円(△1.2%)それぞれ減少したことによって、前年度より 1 億 47 百万円(△1.2%)減少し、122 億 80 百万円となった。

勘定科目別の内訳は、求償権の元金回収が 98 億 11 百万円、償却済み求償権の元金回収が 61 百万円、受取損害金が 23 億 42 百万円、譲受償還益が 65 百万円となっている。

(2) 償却額・求償権残高

償却額は、前年度より 91 百万円(△1.13%)減少して 79 億 53 百万円となり、求償権残高は、前年度末より 5 億 79 百万円(△0.83%)減少して 689 億 31 百万円(無担保 125 億 71 百万円、有担保 563 億 59 百万円)となった。

なお、償却額については、貸倒引当金より 66 億 4 百万円、債務保証損失引当金より 13 億 22 百万円をそれぞれ充当し、26 百万円については貸倒損失として処理した。

〔参考：就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績〕

1. 保証引受の状況

新規保証引受は、技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度、教育訓練受講者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の 4 事業について、前年度より 186 件(△26.1%)、1 億 25 百万円(△23.5%)減少し、526 件、4 億 6 百万円となった。

また、新規保証引受の減少を受けて、当年度末の保証債務残高は前年度末より 2 億 64 百万円(△7.9%)減少し、30 億 63 百万円となった。

2. 代位弁済等の状況

代位弁済は、141 件、33 百万円、代位弁済率は、1.0%となった。

返済免除は、14 件、2 百万円となった。

3. 求償権回収等の状況

補助金付事業にかかる求償権は、68 百万円の回収を行い、256 件、65 百万円の償却を行った。

なお、返済免除および償却については、同額を補助金として受け入れ、回収金等については、交付要綱に従い、返納等の処理を行った。

ii. 決算報告

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

経常収益は 251 億 5 百万円となり、前年度より 8 億 82 百万円減少した。

減少の主な要因は、保証料が 6 億 71 百万円、受取利息が 1 億 15 百万円、受取補助金が 88 百万円、それぞれ減少したことにある。

(2) 経常費用

経常費用は 123 億 28 百万円となり、前年度より 41 億 17 百万円増加した。

増加の主な要因は、貸倒引当金繰入額が 12 億 77 百万円、債務保証損失引当金繰入額が 26 億 33 百万円、それぞれ増加したことにある。

債務保証損失引当金繰入額が大きく増加した要因は、保証債務残高が前年度より大幅に増加したことにある。

(3) 経常増減額

当期の経常増減額は 127 億 77 百万円となり、前年度より 50 億円減少した。

2. 経常外増減の部

当期の経常外増減額は 1 百万円のマイナスとなり、前年度との比較においては 9 百万円の増加となった。

3. 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は 127 億 76 百万円となり、前年度より 49 億 90 百万円減少した。

iii. 社員および基本財産等の状況

1. 社員

当年度末の社員は、13 労働金庫、6 労（勤）信協、労働金庫連合会の 20 会員で増減はない。

2. 基本財産および特定資産

当年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう当期一般正味財産増減額から 41 億 73 百万円を繰り入れた保証積立資産 1,010 億 81 百万円と寄付金積立資産 36 億 9 百万円をあわせて、1,046 億 90 百万円となった。

また、特定資産は、当期一般正味財産増減額から 86 億 2 百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産 745 億 57 百万円と退職給付引当資産 3 億 87 百万円、役員退任慰労引当資産 31 百万円をあわせて、749 億 77 百万円となった。

iv. 課題の遂行状況

【第一の連携】労金業態の系統保証機関としての役割発揮

(1) 業態戦略と連携した競争力のある保証サービスの提供

- ① 金庫訪問や保証業務担当各級会議、労働金庫協会・連合会主催の各種会議を通じて労働金庫業態と連携し、労働金庫の融資伸張に資する保証制度の改善を図った。
- ② 信用リスクランク特例の取扱状況やデフォルト傾向を検証し、保証業務担当各級会議において検証結果を報告した。また、住宅ローンの利用者・未利用者ごとに検証したデフォルト傾向を踏まえ、住宅ローン利用者におけるマイプランおよび無担保ローン（未組織労働者）の取扱いを変更し、信用リスクランクが低位（8～10）にある場合においても、信用リスクランク特例の対象とした。
- ③ 変動保証料制度を推進し、新たに5金庫が無担保変動保証料制度を導入したことによって、無担保変動保証料制度の導入金庫は11金庫となった。
- ④ 変動保証料制度の料率算定基準について、信用リスク率に経費率、収益率を加算する方式に改め、2017年10月の料率改定時から適用した。また、有担保変動保証料制度の導入金庫の拡大化を図るため、保証引受基準を改定した。
- ⑤ Web完結型保証審査の導入に向けて、業務フローや商品概要等を整理し、保証業務担当各級会議の場や発信文書にて労働金庫に周知した。また、審査システムの開発ベンダーを選定した。
- ⑥ 労働金庫業態との情報共有を図る取組みとして、REXNETを活用し、労働金庫宛の発信文書や事務連絡のほか、代弁事例等の情報を掲載した。また、規程・要領・マニュアルや保証制度概要、FAQ等を掲載する金庫専用サイトを構築し、2017年5月から運用を開始した。
- ⑦ 2017年4月からファイル伝送ツールの運用を開始し、労働金庫との各書類の授受について郵送からデータ伝送に切り替え、事前申請や保証債務履行請求事務の迅速化を図った。
- ⑧ 現行の特例制度を全金庫に開示し、地域性を踏まえて検討を行ったうえで、「保証制度化（全体化）する制度」「廃止する制度」「特例として残す制度」「継続検討する制度」に分類し、2017年10月に特例制度を反映させて保証制度を改定した。また、「保証制度化（全体化）する制度」と分類した特例制度について、保証業務取扱規程および関連要領に反映した。
- ⑨ 早期代弁制度について、随時型カードローンの取扱いを無担保早期代弁と同様の取扱いに変更し、2017年6月から適用した。また、有担保早期代弁についても、2017年10月から運用を開始した。
- ⑩ 労働金庫の審査業務に資するため、労働金庫が主催する研修に講師として参加し、代弁事例に基づく審査・債権管理時の留意点について説明を行った。

- ⑪ 13 金庫を訪問し、日本労信協の保証制度や事業計画、労働金庫における融資の取組状況等について、融資関連部門のほか、企画、営業部門も交えて意見交換を行った。
- ⑫ 国との提携融資にかかる保証事務および補助金精算手続きについて、保証制度ごとに定められた要領・要綱や保証条件等に基づき適切に対応した。

(2) 勤労者ニーズに合った保証制度の確立等

- ① 保証業務担当各級会議や金庫訪問において、競合先や他保証機関の動向にかかる意見交換等を行い、スピード感と効率性のある融資業務の実現に向けて、徴求書類の省略等、保証制度を改定した。
- ② リバースモーゲージローンについて、制度の導入に向けた意見交換等を行い、2018 年 4 月から 1 金庫が導入することとなった。

(3) 経済的再生を考慮した求償権の管理回収

- ① 債務者の現況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた弁済方法を提案して、債務者再生を考慮した求償権の管理回収を行った。
- ② 「平成 28 年熊本地震」等の被災者を対象に 57 件の案件を受け付け、自然災害ガイドラインに基づく債務整理等に向けて丁寧かつ柔軟に対応した。
- ③ 債務者の居住先調査を効率的に進めるため、調査業務の委託先として、オリファサービス債権回収㈱に加え、新たにジェーピーエヌ債権回収㈱と業務委託契約を締結した。
- ④ 債務者の利便性向上を目的に導入したコンビニ入金について、債務者に対して積極的に利用を促進した結果、入金チャネルにおける利用シェアはおおよそ 30%を占めるまでに至った。また、コンビニ入金利用者のうち、夜間（19 時～翌日 9 時）の利用者がおおよそ 30%を占め、入金時間帯を拡大する観点からも利便性の向上が図られた。
- ⑤ 札幌事務所設置から 3 年で閉所するとしていた当初の計画に基づき、2018 年 3 月に閉所した。
- ⑥ 効果的・効率的な求償権の管理回収に向けて、返済金額・期間にかかる基準改定やサービサーの活用を実施する等、「管理回収のあり方」を整理した。

(4) 業態の取組と連携した法制度対応

民法改正や改元への適切な対応に向けて、業務方法や各種システムの変更について、全社的に情報を共有する体制を構築した。

【第二の連携】働く人を支える労働者自主福祉運動を担う一員としての役割発揮

(1) 勤労者福祉事業等を通じての地域貢献

- ① 中央労福協等の労働者福祉運動に積極的に参画するとともに、奨学金の借換えにかかる保証基準を緩和するなど、協働すべき課題に取り組んだ。

- ② 信用保証事業を通じたNPO法人・社会福祉法人および公益法人等への支援策として、労働金庫業態の融資取組方法や金庫ニーズを聞き取り、NPO等非営利法人事業融資にかかる保証制度について緩和措置を講じた。
- ③ 自治体提携融資制度の運用状況について、労働金庫や自治体と協議のうえ、各制度の継続にかかる手続きを行った。

(2) ステークホルダーへのアピール

ホームページの定期的な更新や、見やすいレイアウトを意識したディスクロージャー誌の発行により、事業内容について正確かつ分かりやすく発信した。

(3) 東日本大震災等、災害復興に係る継続的な支援

- ① 私的整理ガイドラインにかかる債権回収について、弁済契約に基づき適切に対応した。
- ② 自然災害ガイドラインにかかる事務取扱に関して、労働金庫協会・連合会と連携のうえ、マニュアル・書式等を整理し、「平成28年熊本地震」等の適用案件について円滑な対応を行った。

(4) 次世代育成支援への取組み

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく第3期行動計画(2016～2018年度)ならびに健康管理の取組みに関する行動計画に基づき、過重労働対策や育児・介護の両立を支援する制度の推進等、職員の働きやすい環境づくりに取り組んだ。

【第三の連携】ビジョン実現に向けた組織基盤の強化

(1) 優良保証機関としての健全性確保

- ① 信用リスクの適正なコントロールを目的に、保証債務にかかるリスクの変化を確認するために信用リスクランクを軸にモニタリングを行い、リスク管理統括会議等の場において報告した。また、信用リスク管理の精度向上を図るため、外部コンサルタントによる個人ローン初期与信管理コンサルティングにおいて、従来、1年に1商品としていたモニタリングについて、2017年度から2商品を追加した。
- ② 代弁能力係数を補完する指標として、損失変動耐性を算出し、2016年度経営分析表に掲載した。
- ③ 信用リスクランクにおける定性要因補正の実施状況やデフォルト傾向を検証し、労働金庫連合会と連携のうえ、定性要因補正の運用方法について整理し、保証業務担当各級会議において報告した。
- ④ 金融円滑化法にかかる条件緩和債権のデフォルト率が改善傾向にあることから、追加引当等の措置は講じなかった。

- ⑤ 資金運用計画に基づき、安定かつ効率的な資金運用に努め、中央労金を除く12金庫への預入は998億円となり、前年度から299億円増加した。また、国債等の債券運用にかかる考え方を整理した。

(2) 経営管理の強化と効率的な事業運営

- ① 事業計画の確実な遂行に向けて、組織体制ならびに業務分掌を見直し、2017年4月に7部室への組織改編を行い、監査室、統合リスク管理部、総務人事部、総合企画部、業務統括部、債権管理部、業務企画部とした。
- ② 2017年度から開始した「基幹システム再構築プロジェクト」において、保証事務や代弁審査、求償権の管理回収にかかる新たな業務フローを作成した。また、システム開発ベンダーの選定に向けて、業務要件や開発要件を取りまとめた「調達仕様書」を作成した。
- ③ 社会・業態を取り巻く環境に適応していくため、ITロードマップ計画のPhase3以降を見直し、日本労信協の基幹システムを再構築することで情報の統合管理を図る方針とした。
- ④ 機関会議の報告資料である業務概況表について、主要計数の推移や前年同期との比較等について、視覚的に分かりやすいレイアウトに変更した。
- ⑤ 中央機関で構成する人事委員会において策定した採用計画に基づき、中央機関合同で採用活動を展開し、2018年度新卒として日本労信協5名・労働金庫連合会14名、第二新卒として日信協4名・労働金庫連合会7名、合計30名を採用した。
- ⑥ 会議のペーパーレス化および機動的な運営を企図して会議システムを導入し、2017年4月から運用を開始した。
- ⑦ 内部統制システムに関する基本方針について、関連規程および理事、理事会の権限等と平仄を合わせて見直した。また、全部室が同じ基準でコントロール策を講じるために、RSA作業を重点的なリスクに限定し、グループウェアを活用した簡素化・共有化等により運用面の改善を図るための改定を行った。
- ⑧ 予算執行については、前年度から9.2%増加の28億596万円となり、執行率は96.5%となった。また、執行状況を明確にし、全社的に共有することで適切な予算執行に努めた。
- ⑨ 組織全体の取組みとして、役職員がコミュニケーションを深め、風通しが良く働きやすい職場環境を構築することを目的とし、「Let's Try! 勇気を出して自分の思いを伝えよう」をテーマとして役職員対話集会を開催した。また、朝礼や部室・部門会議、ポパイレポート等を活用し、ヒヤリハット・事務過誤事例等をテーマに意見交換を行い、相互牽制意識の醸成化を図ることで事務リスク軽減に取り組んだ。
- ⑩ 求償権管理回収業務にかかるKPI（重要業績評価指標）について、折衝長期化案件数などの主要係数を定期的に管理することにより、回収体制を強化した。

(3) 社会的責任を意識した経営

- ① コンプライアンス経営の徹底を目的として、コンプライアンスにかかる職位階層別研修のほか、コンプライアンス研修実施計画に基づく月次研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と日常業務への浸透を図った。
- ② 法令に抵触する事案について、コンプライアンス統括会議において発生原因を検証のうえ再発防止策を講じた。また、本事例を全社的に共有し、役職員に向けて法令遵守の徹底を図った。
- ③ 反社会的勢力排除に向けた取組みとして、AMLシステムの稼働に併せて、取扱要領等を整理した。また、反社会的勢力にかかる求償権については、顧問弁護士と連携して催告書を発送し、残債務の返済を求める取組みを行った。
- ④ 様々なリスクについて継続的なモニタリングとリスク評価を行うため、統合的なリスク管理態勢の構築に取り組んだ。また、統合的リスク管理体制、リスクの定義、各種リスクの計測化、処理・運用方法等を明確にするため、統合的リスク管理方針をはじめとする関連規程等について制改定を行った。
- ⑤ セキュリティリスクを軽減・回避するため、日次・週次・月次ごとのチェックリストを作成し、点検・監視活動を実施した。また、セキュリティ対策の有効性を評価するため、年2回の外部業者によるセキュリティ診断を実施し、指摘を受けた項目については速やかに対策を講じた。
- ⑥ ハードウェアやOSの経年劣化に伴う各システムのリプレースについて、プリンターのリプレース作業を完了させ、業務LANシステムのリプレース作業に着手した。
- ⑦ サイバーセキュリティ対策として、労働金庫連合会CSIRT（R-CSIRT）と連携のうえ、関連要領に基づき、CSIRT運営を行った。
- ⑧ 2017年4月から安否確認システムを導入し、大規模災害発生時の情報収集および役職員の安否確認体制を構築した。また、緊急対策本部の設置に至らない自然災害発生時における判断基準および一元管理に伴う報告体制について整理し、BCP運用要領を改定した。
- ⑨ 障がい者雇用への対応として、継続した採用活動を行い、雇用促進法に則した雇用を実現した。
- ⑩ CSR活動への取組みとして、労働金庫連合会の「ろうきん森の学校」に職員が積極的に参加するよう推奨したほか、労働運動や労働者自主福祉運動の強化・発展の次代を担うリーダー育成のため、連合大学院に1名の職員を派遣した。また、賞味期限の到来する備蓄品について、食品ロスの削減や飢餓撲滅、福祉施設などへの援助を目的としたフードバンク団体に寄付した。
- ⑪ 労働金庫会館検討委員会に参加し、労働金庫協会・連合会、中央労金とともに労働金庫会館のあり方について検討のうえ、「労働金庫会館の今後に係る基本方針」を策定した。

(4) 人材戦略の確立

- ① 日本労信協のあるべき人材像ならびに中央機関で取り決めた人材育成に関する確認書に基づき、部室内教育、階層別教育、外部出向、通信教育・資格試験等を軸とし、教育研修を展開した。また、各部門の役割や部門間の連携について理解を深めることを目的に、新入職員を対象として複数部門をローテーションさせた。
- ② 中央機関の役割を最大限発揮し、人材戦略を適切に実行する観点から、中央機関において人事委員会を開催し、人材育成のあり方を共有化した。
- ③ 定期人事異動において、中央機関内の団体間異動や労働金庫への出向を実施した。また、労働金庫との相互出向について、人事委員会において基本的な枠組みを整理し、2018年4月から運用を開始する。
- ④ ハラスメントに対する意識の向上を図るため、職位階層別に「ハラスメント防止研修」を開催した。また、内部統制システムの理解を深めるため、RSA作業にかかる研修を開催した。

(5) ITロードマップに沿ったシステムの構築

社会・業態を取り巻く環境に適応していくため、(株)野村総合研究所をコンサルティングベンダーとして、ITロードマップ計画のPhase 3以降を見直し、2017年度から、日本労信協の基幹システムの再構築を視野に入れた「基幹システム再構築プロジェクト」を開始した。また、基幹システム再構築にかかる全体方針を整理し、「再構築計画書」として取りまとめた。

(6) 実効性のある監査の実施

- ① 内部監査の外部機関による品質評価について検討し、内部監査態勢を向上させるための提言を受け、規程・要領を整備し、品質評価マニュアルを見直した。
- ② 効率的かつ深度ある監査実施のため、被監査部室における重点課題や問題点、保有する各種リスク等を洗い出し、リスク・アセスメントを実施したうえで監査を行った。

v. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

日本労信協は、「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制システムに関する基本方針」について、第246回理事会の決議に従い一部改定した。

内部統制システムに関する基本方針

〔2018年4月1日改定〕*下線部:改定箇所

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、内部統制システムに係る持続的な活動（経営・業務に係るリスクの洗い出し、評価・分析、対応、モニタリング、早期是正）を通して、内部統制システムの品質維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、もって業務の適正を確保し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制の整備

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。

(4) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

(5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、業務プロセスにおける各種の重要リスクにおいて、重点的なリスク・コントロールに係る有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
- (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。

- (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
(2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
(3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
(1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
(2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状

況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

[参考資料] ※就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位：件、百万円、%)

区分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
					構成比				期首対比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	235,694	376,866	2,788,989	1,109,424	100.00	100.00	5,560	52,145	0.2	4.9
組織			2,603,967	971,279	93.37	87.55	▲6,648	41,673	▲0.3	4.5
未組織			185,022	138,144	6.63	12.45	12,208	10,471	7.1	8.2
有担保	83,994	1,608,602	741,026	10,665,176	100.00	100.00	11,695	417,658	1.6	4.1
組織			505,966	7,351,989	68.28	68.93	2,342	148,853	0.5	2.1
未組織			235,060	3,313,186	31.72	31.07	9,353	268,804	4.1	8.8
合計	319,688	1,985,469	3,530,015	11,774,601	100.00	100.00	17,255	469,803	0.5	4.2
組織			3,109,933	8,323,269	88.10	70.69	▲4,306	190,527	▲0.1	2.3
未組織			420,082	3,451,331	11.90	29.31	21,561	279,276	5.4	8.8

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位：件、百万円、%)

区分	代位弁済				延滞									
	件数		代弁率		件数		延滞率							
			件数	金額			件数	金額						
無担保	4,096	4,927	0.15	0.46	754	911	0.08	0.08						
組織									3,429	4,272	0.45	630	789	0.08
未組織									667	655	0.50	124	122	0.09
有担保	796	12,402	0.11	0.12	956	13,110	0.13	0.12						
組織									308	4,896	0.07	457	6,261	0.09
未組織									488	7,505	0.24	499	6,849	0.21
合計	4,892	17,330	0.14	0.15	1,710	14,022	0.10	0.12						
組織									3,737	9,169	0.11	1,087	7,050	0.08
未組織									1,155	8,160	0.25	623	6,971	0.20

(注) 保険付保証の代位弁済(3件、4百27万円)は除外した。

第3表 回収状況

(単位：百万円、%)

区分	期中回収	対前年度	
		増減	増加率
求償権元金	9,811	▲123	▲1.2
償却求償権	61	▲5	▲8.9
受取損害金	2,342	1	0.1
譲受償還益	65	▲18	▲22.2
合計	12,280	▲147	▲1.2

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
17年度 償却金額 7,953,974,549	16年度末までの代弁	貸倒引当金	6,604,551,384	過年度貸倒引当金から 充当
	16年度末までの保証引受 かつ17年度期中代弁	債務保証 損失引当金	1,322,982,654	過年度債務保証損失 引当金から充当
	17年度期中保証引受 かつ17年度期中代弁等	未引当	26,440,511	17年度 貸倒損失

【貸倒引当金】

16年度 貸倒引当金	17年度 償却金額	17年度 貸倒引当金繰入額	17年度 貸倒引当金
(A) 通常 38,463,656,014	(A) 通常 6,604,551,384	(A) 通常(*) 6,409,144,839	(A) 通常 38,271,700,225
(B) 東日本大震災 857,966	(B) 東日本大震災 0	(B) 東日本大震災 ▲46,693	(B) 東日本大震災 811,273
38,464,513,980	6,604,551,384	6,409,098,146	38,272,511,498

※繰入額 = 当年度貸倒引当金 - (前年度貸倒引当金 - 当年度償却金額)

※表内の(*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(3,450,756円)を控除した額を記載。

【債務保証損失引当金】

16年度 債務保証損失引当金	17年度 償却金額	17年度 債務保証損失引当金繰入額	17年度 債務保証損失引当金
109,510,568,931	1,322,982,654	2,864,416,804	111,052,003,081

※繰入額 = 当年度債務保証損失引当金 - (前年度債務保証損失引当金 - 当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

団体名		出捐金額
労(勤)信協	北海道労信協	1,000
	新潟労信協	780
	静岡勤信協	4,720
	富山県勤信協	810
	石川県労信協	810
	福井県労信協	1,010
	計	9,130

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	63,310

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2016年度末	2017年度末
役員	18名(うち常勤5名)	18名(うち常勤5名)
理事	15名(うち常勤4名)	15名(うち常勤4名)
監事	3名(うち常勤1名)	3名(うち常勤1名)
職員	107名	106名
合計	125名	124名

第7表 会議の概要

1. 社員総会

開催年月日	会議名	議案
2017/06/29	第48回定時社員総会	〔報告事項〕 ○2016年度事業報告・計算書類 ○2017年度事業計画

2. 理事会

開催年月日	回次	審議事項等
2017/4/28	第239回	○組織改編に伴う理事会改廃規程・要領等の改定 ○個人情報保護規程の改定（案） ○2017年度コンプライアンス・プログラム（案） ○役員賠償責任保険見直し後の保険料負担額訂正 ○就業規則の改定（案）
2017/6/1	第240回	○2016年度決算に係る資産査定・引当金の算出結果 ○2016年度事業報告・計算書類等（案） ○2017年度収支予算書の補正 ○内部統制規程の改定（案） ○相談役内規の改定（案） ○第48回定時社員総会議事ならびに運営（案） ○2016年度特別保証料及び特別保証料制度の今後の取扱い（案）
2017/6/29	第241回	○役員選考委員会報告 ○第48回定時社員総会社員代表者等報告
2017/7/5	第242回	○2017年度監査契約書の締結 ○会計処理規程の改定（案） ○中央労福協への加入団体の変更
2017/9/29	第243回	○2016年度監事監査所見への対応方針（案） ○役員交際規程の改定（案） ○2017年度システム開発計画の見直し
2017/11/29	第244回	○第7期中期経営計画（骨子案） ○西日本事務所移転による賃貸借契約の締結 ○（公財）日本労働文化財団への寄付金の支出
2018/2/27	第245回	○第7期中期経営計画（第一次案） ○Web完結型保証審査システムに係る開発ベンダー選定および契約締結 ○札幌事務所の閉所（案） ○労働金庫会館の今後に係る基本方針（案） ○人事関連の規程整備（案）
2018/3/27	第246回	○第7期中期経営計画（最終案） ○2018年度事業計画（案） ○IT統制態勢の整備（案） ○2018年度内部監査計画（案） ○内部監査規程の改定（案） ○2018年度内部統制システム実施計画（案） ○内部統制システム関連諸規程の改定（案） ○コンプライアンス・マニュアルの改定（案） ○リスク管理方針の改定（案） ○懲戒規程の制定および関連諸規程の改定（案）

3. 常任理事会

開催年月日	2017年	4/19 (382回)	5/17 (383回)	5/30 (384回)	6/21 (385回)
		7/19 (386回)	8/23 (387回)	9/20 (388回)	10/18 (389回)
		11/22 (390回)	12/20 (391回)		
	2018年	1/17 (392回)	2/21 (393回)	3/22 (394回)	

第8表 主要制度改定等

内 容	
2017年	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ファイル伝送ツールの導入 ○リバースモーゲージローンにかかる保証引受の開始 ○インターネットローン（契約書不成型）にかかる保証引受の開始 ○保証制度の一部改定（有担保未組織における返済比率基準および年収基準の変更等）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○保証料制度の一部改定（有担保組織における適用料率の改定） ○金庫専用サイトの公開
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○保証料制度の一部改定（変動保証料制度における料率算定基準の改定） ○保証制度の一部改定（特例制度の整理[上期]に伴う保証制度の改定）
2018年	
<参考>	○保証制度の一部改定（特例制度の整理[下期]に伴う保証制度の改定）
4月	○保証料制度の一部改定（有担保変動保証料制度にかかる保証引受基準の改定）